



1 障害者手帳

●身体障害者手帳

- 内 容** 身体障がい者（児）の方が各種の相談や支援を受けやすくするため、身体障害者手帳を交付しています。各種サービスに必要な場合もあります。身体障害者福祉法に定める障がいの種類や程度に該当すると認められた場合に交付されます。
- ※ 15 歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請してください。

●療育手帳

- 内 容** 知的障がい児（者）の方が各種の相談支援を受けやすくするため、療育手帳を交付しています。再判定時期が定められる場合があります。
- ※ 申請前に 18 歳未満の方は児童相談所の予約（判定）、18 歳以上の方は知的障害者更生相談所の予約（判定）を受けて下さい。

●精神障害者保健福祉手帳

- 内 容** 精神疾患を有する方のうち、初診日から 6 か月以上経過しており、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。手帳の有効期間は 2 年間です。3 か月前から更新手続きができますので、お早めに手続きをお願いします。
- ※ 指定医師の診断書による申請と、障がいを事由とする年金証書等による申請ができます。

●各種手続き

申請書は窓口にありますので、マイナンバーと下記の書類等をお持ちください。

手続	項目	身体障害者手帳 マイナンバーが必要です	療育手帳 マイナンバーが 必要です	精神障害者保健福祉手帳 マイナンバーが必要です
新規	初めての申請 (期限切れの申請)	顔写真、印鑑、 指定医師の診断書	顔写真、印鑑	顔写真、印鑑、指定医師の診断書 又は障害年金証書の写し等
障害の 変更	障害の等級変更	顔写真、印鑑、手帳 指定医師の診断書	顔写真、印 鑑、手帳	顔写真、印鑑、手帳、指定医師の 診断書又は障害年金証書の写し等
	他の障がい追加	顔写真、印鑑、手帳 指定医師診断書		
更新	再認定（再判定） 期間の更新	顔写真、印鑑、手帳 指定医師診断書	（判定機関で の判定のみ）	顔写真、印鑑、手帳、指定医師の 診断書又は障害年金証書の写し等
氏名等 変更	住所や氏名が変わ ったとき	手帳、印鑑		
転入	他市町村から転入 したとき	手帳（転入前のもの）、 印鑑	手帳（転入前 のもの）、印 鑑、顔写真	手帳（転入前のもの）、印鑑、顔 写真
再発行	破損	顔写真、印鑑、破損した手帳		
	紛失	顔写真、印鑑		
返還	死亡、治癒 等	届けに来られる方の印鑑、手帳		

※ 顔写真は縦 4cm×横 3cm 脱帽上半身

※ 手続きには 1 か月半～2 か月かかります。

※ このガイドブックでは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳すべてをさす場合「障害者手帳」と記載します。

※精神障害者保健福祉手帳手続きの顔写真は、希望により貼付を省略することが出来ます。ただし、手帳の提示が条件のサービスが受けられない場合があります。